

認定農業者・認定新規就農者制度 Q & A

Q 1. 経営主だけでなく配偶者や後継者も認定農業者・認定新規就農者になれるか

配偶者や農業後継者については、家族経営で実質的に共同経営者としての役割を担っているという観点から、平成15年6月からこれら複数の者による共同名義での農業経営改善計画の申請（共同申請）が認められています。

◆ 共同申請のメリット。

- (1) 配偶者や農業後継者の共同経営者としての役割・責任が明らかになる。
- (2) 共同経営者としての自覚や経営に対する意識が向上する。

◆ 共同申請の条件（下記3項目全てを満たしていること）

- (1) 認定申請を行う者が、すべて同一の世帯に属する者である、又はかつて同一の世帯に属していた者である。
- (2) 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、農業経営から生ずる収益が名義人のすべてに帰属すること、農業経営に関する基本的事項について名義人のすべての合意により決定することが明らかとなっていること。
- (3) 家族経営協定等の取り決めが遵守されていること。

※ 家族経営協定については様式例を参照のこと

Q 2. 区市町村の基本構想に無い営農類型は認定できないのか

区市町村が定めた基本構想の経営指標に無い営農類型でも認定の対象になります。このような農業者から認定申請があった場合には、審査において類似した営農類型の指標を用いますが、類似のものが無い場合には計画の内容が基本構想に示されている所得目標等を実現しうる経営であるかどうかで判断することになります。

例：区市町村の営農類型には養鶏経営に関する類型が無いが、養鶏を主体とする経営から認定農業者の申請があった場合など。

Q 3. 規模拡大を伴わない計画は認定できないのか

耕作面積等の規模拡大を伴わなくても、複合化や集約化、多角化等によって経営の改善を図ろうとする農業者も認定の対象となります。

たとえば、農地の規模は変わらなくても、栽培品目を変更する、新しい技術を導入して合理化を図る、6次産業化（加工や販売への取組）を図る、雇用労働力を活用して労働状況を改善するといった経営改善を目指す農業者は認定の対象になります。

Q 4. 認定の対象になるのは地域の大規模農家や篤農家だけなのか

認定農業者制度は、経営規模や経営内容の現状によって農家を選別する制度ではなく、将来に向けて意欲的に経営改善に取り組もうとする「計画」を認定する制度です。よって、現状の農業経営が優秀な経営でなければ認定できないという制度ではありません。

なお、認定を受けられるかどうか不安や疑問を持っている農業者のために区市町村では農業経営改善支援チーム等を設けて制度説明会や経営改善計画作成のための相談会をきめ細かく開催しています。

Q 5. 認定から5年を経過したら、再び認定農業者の認定を受けることはできるか
農業経営改善計画の目標を達成できなかった認定農業者でも再認定を受けられるか

農業経営改善計画の目標年度（認定から5年後）をむかえる認定農業者は、そこからさらに5年間を期間とする新しい農業経営改善計画を作成することで、再認定を受けることができます。

また、農業経営は景気や農産物価格、気象、その時々的情勢など様々な条件に影響を受けるものであり、経営者が努力したにもかかわらず目標を達成できないことは十分にあり得えます。よって、目標が達成できなかった認定農業者でも、あらためて今後5年間の農業経営改善計画を作成することで、再認定を受けることができます。

ただし、そうした農業者の再申請にあたっては本人ならびに支援チームは目標が達成できなかった原因や課題を分析して明らかにしたうえで新たな経営改善計画を作成することが大切です。

Q 6. 認定新規就農者になれるか要件を確認したい

認定新規就農者は、すでに認定農業者となっている者（共同申請含む）や農業経営を開始して5年を経過している者は対象となりません。また、親族の農業経営とは別に新たに農業部門の経営を開始する場合や親族の農業経営を継承する場合には、親族の経営との区分を明確にし、自らの農業経営の収支に関する帳簿の記載や自己の口座の開設が必要になります。まずは、区市町村にご相談ください。

家族経営協定書の様式

家族経営協定は、『協定書』を結ぶことが目的ではありません。

家族で農業に関するルールや目標を話し合い、役割や考え方を理解し合おうというものです。

話し合った結果を、形に残しておくためのものが、『協定書』です。そのため、決まった様式はありません。様式例を参考にしてください。

協定書の締結にあたって

- (1) 全ての約束を協定書に盛り込む必要はありません。
- (2) 立会人は、『仲人』的性格のものです。※立会人は必須要件ではありません。
- (3) ①夫婦間 ②親子間 ③夫婦と後継者間などでの締結があります。
- (4) 認定農業者の方は「農業経営改善計画」に、労働時間や給料、簿記記帳等の目標が記述されていますので、その内容を、この家族経営協定書にルールを確認されてはいかがでしょうか？

協定書の最後に下記のように各自の記名と押印をしてください

(附則)

- ① この協定書は、令和 年 月 日より実施する。
- ② この協定書の有効期限は、実施の日より〇年間とし、当事者から申立てがない限り自動的に更新されるものとする。
- ③ この協定書は、5通作成し、甲・乙・丙・丁・立会人が各1通を保有する。
令和 年 月 日

住所

甲（夫）

乙（妻）

丙（後継者）

丁（後継者の配偶者）

立会人

家族経営協定書（様式例①）

（目的）

〈第1条〉 この協定書は、甲（夫）_____乙（妻）_____丙（後継者）_____丁（後継者の配偶者）_____が、相互に責任ある経営へ参加を通じて、近代的な農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭の建設を目的とする

（経営計画の策定）

〈第2条〉 甲・乙・丙・丁は協議の上、今後の資金計画・作付計画・施設の導入・就業条件の改善・生活等を内容とする農業経営計画及び、毎年の具体的ルールを内容とする計画を話し合い、その上作成する。

（経営の役割分担）

〈第3条〉 経営の部門のうち、○○に係るものについては丙・丁が、○○以外に係るものについては甲・乙が主体となり、他の2人と相談の上行うものとする。
（また、簿記記帳は△△が、作業日誌の記帳は□□が行うものとする）

（収益の分配）

〈第4条〉 農業経営から生じた収益について、下記の額を毎月××日に甲・乙・丙・丁の個人名義の口座へ振り込むものとする。

甲____万円・乙____万円・丙____万円・丁____万円

また、収益が予想を上回った場合には、賞与として甲・乙・丙・丁で協議の上定めた額を臨時に振り込むことができるものとする。

なお、配分額は、農業収益・経営計画に基づく企画労働・農作業労働等の従事状況等を勘案し、毎年1回見直しを行うものとする。

（就業条件）

〈第5条〉 就業条件は次のとおりとする。

1日の労働時間は、甲・丙は○時間、乙・丁は○時間を原則とし、農作業の繁閑により甲・乙・丙・丁で協議の上、延長又は短縮する。

休日は、甲・乙・丙・丁各々につき原則として月○回とするが、農作業の繁閑や健康状態や他の仕事への従事状況等を摘まえ、甲・乙・丙・丁で協議の上、変更することができるものとする。

また、正月・盆等の休日については、甲・乙・丙・丁で協議の上、定めるものとする。

（将来の経営移譲）

〈第6条〉 甲・乙が有する経営権及び経営用資産については、将来、甲・乙の合意に基づき行うものとする。

（その他）

〈第7条〉 この協定書に規定されている以外の事項で、決定すべき事項が生じた場合は、その都度甲・乙・丙・丁で協議の上決定する。

家族経営協定書（様式例②）

この協定書は、甲（夫）_____乙（妻）_____丙（後継者）_____丁（後継者の配偶者）_____が、相互に責任ある経営への参加を通じて、近代的な農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭の建設を目的として話し合い、以下のような取り決めをしたものである。

話をした日	年 月 日 ()	場 所	
出席した人			
今後の経営部門		主要作目	
今後の販売方法		所得目標	万円
経営規模	・所有農地 現在_____アール → 将来_____アールくらい ・借入農地 現在_____アール → 将来_____アールくらい ・施設面積 現在_____㎡ → 将来_____㎡ くらい		
従事者	【家族】_____人 【農外労働】_____人		
主な作業 (含むデスワーク)	氏名 _____ 氏名 _____ 氏名 _____ 氏名 _____		
就 業 条 件	給 与	氏名 _____	月 _____ 万円 賞与 _____ 回 振込・現金
		氏名 _____	月 _____ 万円 賞与 _____ 回 振込・現金
		氏名 _____	月 _____ 万円 賞与 _____ 回 振込・現金
		氏名 _____	月 _____ 万円 賞与 _____ 回 振込・現金
		【その他】	
	就 業 時 間		
	休 日		
確定申告			
将来構想			
そ の 他			